

川崎市景観計画（抜粋）新旧対照表

追加(案)	現行																				
川崎市景観計画 P. 37 (変更なし) (2) 景観拠点の景観形成方針 景観形成を先導する景観拠点の位置づけの考え方及び景観形成方針を以下に示します。また、景観拠点に景観まちづくり先導地区がある地区については、別途詳細にとりまとめている景観形成方針等の内容に即して景観形成を図るものとします。なお、景観まちづくり先導地区のうち景観計画特定地区の景観形成方針は、別表第1の各地区の景観形成方針の項に定めるとおりとします。 ア 都市系拠点 都市機能を集積し本市の顔をつくる地区を都市系拠点として位置づけます。都市系拠点では、景観形成方針に基づき、まちづくり施策と連携し低未利用地等の再整備や更新等を行う地区を景観まちづくり先導地区とし、地区の特性を活かした優れたデザインの建築物や道路、広場等を誘導し良好な景観を創出・誘導します。 また、景観まちづくり先導地区の拡充を推進するとともに、同地区周辺の建築物等についても地区内に準じた景観の誘導に努めます。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>景観拠点</th><th>景観形成方針</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新百合ヶ丘駅周辺地区</td><td> ・緑と調和し、芸術と文化の香りがする落ち着いた暖かみを感じる景観の形成をめざします。 ・商業、業務機能が集積した中心地では、華やかさがある中でも秩序ある景観の形成をめざします。 ・背景の緑と調和した景観の形成をめざします。 </td></tr> <tr> <td>小杉駅周辺地区</td><td> ・小杉駅を中心に、計画的に誘導した高層の建物群により群としての一体感とそれぞれの建物の個性がバランスよく保たれた新しい景観の形成をめざします。 ・既存商店街と新たな商業施設が調和した、秩序と賑わいのある商業景観をめざします。 ・多摩川や二ヶ領用水などの景観資源を活かした水と緑の潤いを感じる景観の形成をめざします。 </td></tr> <tr> <td>川崎駅周辺地区</td><td> ・羽田空港に隣接する本市の玄関口としてふさわしい多様な賑わいや交流が生み出す魅力と活力あふれた景観の形成をめざします。 ・駅東西の機能分担に合わせた、それぞれの顔にふさわしい魅力と活力ある景観の形成をめざします。 ・駅東西の一体化等による回遊性の向上に伴う賑わいと活気のある景観の形成をめざします。 ・東海道まちなみガイドラインを踏まえた景観の形成をめざします。 </td></tr> <tr> <td>登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区</td><td> ・多摩川崖線の斜面緑地を背景として生かすとともに、緑の連続性にも配慮した景観の形成をめざします。 ・緑豊かな落ち着いた住宅地や賑わいのある商業地など、区画整理による新たな市街地にふさわしい個性ある景観の形成をめざします。 ・多摩川、生田緑地、二ヶ領用水、津久井道などの景観資源を活かした景観の形成をめざします。 </td></tr> </tbody> </table>	景観拠点	景観形成方針	新百合ヶ丘駅周辺地区	・緑と調和し、芸術と文化の香りがする落ち着いた暖かみを感じる景観の形成をめざします。 ・商業、業務機能が集積した中心地では、華やかさがある中でも秩序ある景観の形成をめざします。 ・背景の緑と調和した景観の形成をめざします。	小杉駅周辺地区	・小杉駅を中心に、計画的に誘導した高層の建物群により群としての一体感とそれぞれの建物の個性がバランスよく保たれた新しい景観の形成をめざします。 ・既存商店街と新たな商業施設が調和した、秩序と賑わいのある商業景観をめざします。 ・多摩川や二ヶ領用水などの景観資源を活かした水と緑の潤いを感じる景観の形成をめざします。	川崎駅周辺地区	・羽田空港に隣接する本市の玄関口としてふさわしい多様な賑わいや交流が生み出す魅力と活力あふれた景観の形成をめざします。 ・駅東西の機能分担に合わせた、それぞれの顔にふさわしい魅力と活力ある景観の形成をめざします。 ・駅東西の一体化等による回遊性の向上に伴う賑わいと活気のある景観の形成をめざします。 ・東海道まちなみガイドラインを踏まえた景観の形成をめざします。	登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区	・多摩川崖線の斜面緑地を背景として生かすとともに、緑の連続性にも配慮した景観の形成をめざします。 ・緑豊かな落ち着いた住宅地や賑わいのある商業地など、区画整理による新たな市街地にふさわしい個性ある景観の形成をめざします。 ・多摩川、生田緑地、二ヶ領用水、津久井道などの景観資源を活かした景観の形成をめざします。	川崎市景観計画 P. 37 (2) 景観拠点の景観形成方針 景観形成を先導する景観拠点の位置づけの考え方及び景観形成方針を以下に示します。また、景観拠点に景観まちづくり先導地区がある地区については、別途詳細にとりまとめている景観形成方針等の内容に即して景観形成を図るものとします。なお、景観まちづくり先導地区のうち景観計画特定地区の景観形成方針は、別表第1の各地区の景観形成方針の項に定めるとおりとします。 ア 都市系拠点 都市機能を集積し本市の顔をつくる地区を都市系拠点として位置づけます。都市系拠点では、景観形成方針に基づき、まちづくり施策と連携し低未利用地等の再整備や更新等を行う地区を景観まちづくり先導地区とし、地区の特性を活かした優れたデザインの建築物や道路、広場等を誘導し良好な景観を創出・誘導します。 また、景観まちづくり先導地区の拡充を推進するとともに、同地区周辺の建築物等についても地区内に準じた景観の誘導に努めます。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>景観拠点</th><th>景観形成方針</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新百合ヶ丘駅周辺地区</td><td> ・緑と調和し、芸術と文化の香りがする落ち着いた暖かみを感じる景観の形成をめざします。 ・商業、業務機能が集積した中心地では、華やかさがある中でも秩序ある景観の形成をめざします。 ・背景の緑と調和した景観の形成をめざします。 </td></tr> <tr> <td>小杉駅周辺地区</td><td> ・小杉駅を中心に、計画的に誘導した高層の建物群により群としての一体感とそれぞれの建物の個性がバランスよく保たれた新しい景観の形成をめざします。 ・既存商店街と新たな商業施設が調和した、秩序と賑わいのある商業景観をめざします。 ・多摩川や二ヶ領用水などの景観資源を活かした水と緑の潤いを感じる景観の形成をめざします。 </td></tr> <tr> <td>川崎駅周辺地区</td><td> ・羽田空港に隣接する本市の玄関口としてふさわしい多様な賑わいや交流が生み出す魅力と活力あふれた景観の形成をめざします。 ・駅東西の機能分担に合わせた、それぞれの顔にふさわしい魅力と活力ある景観の形成をめざします。 ・駅東西の一体化等による回遊性の向上に伴う賑わいと活気のある景観の形成をめざします。 ・東海道まちなみガイドラインを踏まえた景観の形成をめざします。 </td></tr> <tr> <td>登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区</td><td> ・多摩川崖線の斜面緑地を背景として生かすとともに、緑の連続性にも配慮した景観の形成をめざします。 ・緑豊かな落ち着いた住宅地や賑わいのある商業地など、区画整理による新たな市街地にふさわしい個性ある景観の形成をめざします。 ・多摩川、生田緑地、二ヶ領用水、津久井道などの景観資源を活かした景観の形成をめざします。 </td></tr> </tbody> </table>	景観拠点	景観形成方針	新百合ヶ丘駅周辺地区	・緑と調和し、芸術と文化の香りがする落ち着いた暖かみを感じる景観の形成をめざします。 ・商業、業務機能が集積した中心地では、華やかさがある中でも秩序ある景観の形成をめざします。 ・背景の緑と調和した景観の形成をめざします。	小杉駅周辺地区	・小杉駅を中心に、計画的に誘導した高層の建物群により群としての一体感とそれぞれの建物の個性がバランスよく保たれた新しい景観の形成をめざします。 ・既存商店街と新たな商業施設が調和した、秩序と賑わいのある商業景観をめざします。 ・多摩川や二ヶ領用水などの景観資源を活かした水と緑の潤いを感じる景観の形成をめざします。	川崎駅周辺地区	・羽田空港に隣接する本市の玄関口としてふさわしい多様な賑わいや交流が生み出す魅力と活力あふれた景観の形成をめざします。 ・駅東西の機能分担に合わせた、それぞれの顔にふさわしい魅力と活力ある景観の形成をめざします。 ・駅東西の一体化等による回遊性の向上に伴う賑わいと活気のある景観の形成をめざします。 ・東海道まちなみガイドラインを踏まえた景観の形成をめざします。	登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区	・多摩川崖線の斜面緑地を背景として生かすとともに、緑の連続性にも配慮した景観の形成をめざします。 ・緑豊かな落ち着いた住宅地や賑わいのある商業地など、区画整理による新たな市街地にふさわしい個性ある景観の形成をめざします。 ・多摩川、生田緑地、二ヶ領用水、津久井道などの景観資源を活かした景観の形成をめざします。
景観拠点	景観形成方針																				
新百合ヶ丘駅周辺地区	・緑と調和し、芸術と文化の香りがする落ち着いた暖かみを感じる景観の形成をめざします。 ・商業、業務機能が集積した中心地では、華やかさがある中でも秩序ある景観の形成をめざします。 ・背景の緑と調和した景観の形成をめざします。																				
小杉駅周辺地区	・小杉駅を中心に、計画的に誘導した高層の建物群により群としての一体感とそれぞれの建物の個性がバランスよく保たれた新しい景観の形成をめざします。 ・既存商店街と新たな商業施設が調和した、秩序と賑わいのある商業景観をめざします。 ・多摩川や二ヶ領用水などの景観資源を活かした水と緑の潤いを感じる景観の形成をめざします。																				
川崎駅周辺地区	・羽田空港に隣接する本市の玄関口としてふさわしい多様な賑わいや交流が生み出す魅力と活力あふれた景観の形成をめざします。 ・駅東西の機能分担に合わせた、それぞれの顔にふさわしい魅力と活力ある景観の形成をめざします。 ・駅東西の一体化等による回遊性の向上に伴う賑わいと活気のある景観の形成をめざします。 ・東海道まちなみガイドラインを踏まえた景観の形成をめざします。																				
登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区	・多摩川崖線の斜面緑地を背景として生かすとともに、緑の連続性にも配慮した景観の形成をめざします。 ・緑豊かな落ち着いた住宅地や賑わいのある商業地など、区画整理による新たな市街地にふさわしい個性ある景観の形成をめざします。 ・多摩川、生田緑地、二ヶ領用水、津久井道などの景観資源を活かした景観の形成をめざします。																				
景観拠点	景観形成方針																				
新百合ヶ丘駅周辺地区	・緑と調和し、芸術と文化の香りがする落ち着いた暖かみを感じる景観の形成をめざします。 ・商業、業務機能が集積した中心地では、華やかさがある中でも秩序ある景観の形成をめざします。 ・背景の緑と調和した景観の形成をめざします。																				
小杉駅周辺地区	・小杉駅を中心に、計画的に誘導した高層の建物群により群としての一体感とそれぞれの建物の個性がバランスよく保たれた新しい景観の形成をめざします。 ・既存商店街と新たな商業施設が調和した、秩序と賑わいのある商業景観をめざします。 ・多摩川や二ヶ領用水などの景観資源を活かした水と緑の潤いを感じる景観の形成をめざします。																				
川崎駅周辺地区	・羽田空港に隣接する本市の玄関口としてふさわしい多様な賑わいや交流が生み出す魅力と活力あふれた景観の形成をめざします。 ・駅東西の機能分担に合わせた、それぞれの顔にふさわしい魅力と活力ある景観の形成をめざします。 ・駅東西の一体化等による回遊性の向上に伴う賑わいと活気のある景観の形成をめざします。 ・東海道まちなみガイドラインを踏まえた景観の形成をめざします。																				
登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区	・多摩川崖線の斜面緑地を背景として生かすとともに、緑の連続性にも配慮した景観の形成をめざします。 ・緑豊かな落ち着いた住宅地や賑わいのある商業地など、区画整理による新たな市街地にふさわしい個性ある景観の形成をめざします。 ・多摩川、生田緑地、二ヶ領用水、津久井道などの景観資源を活かした景観の形成をめざします。																				

追加(案)

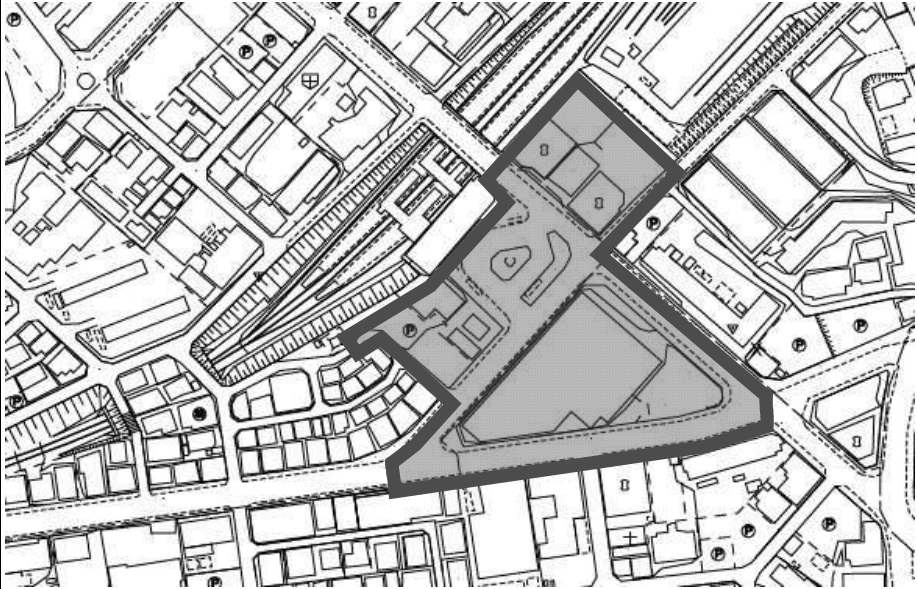
川崎市景観計画 P. 38 (変更なし)

宮前平・鷺沼 駅周辺地区	- 駅を中心とした多様な都市機能集積と交通結節機能の強化により地域生活拠点にふさわしい核となる景観の形成をめざします。 - 駅近辺の都市的な商業地と近接する緑豊かで計画的に整備された良好な住宅地が調和した魅力ある景観の形成をめざします。 - 地形の高低差が作り出す変化や坂道などの特性を活かした景観の形成をめざします。
溝口駅周辺 地区	- 商業地として発展してきた特性を活かし、回遊性の高い、商業地の核となる活気のある景観の形成をめざします。 - 大山街道などの景観資源を大切にした魅力と賑わいのある景観の形成をめざします。
新川崎・鹿島 田駅周辺地 区	- 新たなもののづくり・研究開発機能の導入により洗練された景観の形成をめざします。 - 複合的な土地利用が調和した、魅力ある景観の形成をめざします。 - ニヶ領用水や加瀬山などの景観資源を活かした潤いある景観の形成をめざします。
川崎殿町・大 師河原地域	- 羽田空港への近接性や多摩川に面する優れた地域特性を生かすとともに臨海部の新しい研究開発拠点として魅力ある複合市街地の景観の形成をめざします。 - 多摩川と調和した潤いを感じる景観の形成をめざします。 - 殿町3丁目まちづくりガイドラインを踏まえた景観の形成をめざします。
浜川崎駅周 辺地域	- 研究開発機能と良好な居住機能等が調和した臨海部の新しい拠点として魅力ある複合市街地の景観の形成をめざします。 - 市街地から海辺への連続した歩行者空間の創出により、快適で潤いを感じる景観の形成をめざします。
港町地区	- 既成市街地から多摩川までのアクセス性を向上させるとともに、多摩川の自然空間やスーパー堤防整備事業等と連携した緑豊かな憩いの空間の創出をめざします。 - 周辺市街地の環境に配慮しながら、土地の高度利用を図り、敷地内に広場等のオープンスペースを創出するとともに、歩行者空間とネットワークされた、安全で快適な都市空間の形成をめざします。 - 良好な住環境を備えた都市住宅を計画的に導入するとともに、地域の利便に資する複合的な機能の導入をめざします。
戸手4丁目 中央地区	- 住居と住居以外の用途とを適切に配分することにより、良質な都市型住宅の供給と土地の高度利用を促進し、多摩川の景観に配慮した良好な都市型住宅地の形成及びその維持、保全をめざします。 - 多摩川の自然空間や高規格堤防整備事業等と連携した緑豊かな憩いの空間の創出をめざします。 - 既成市街地から多摩川へアクセスできる歩行者空間の確保をめざします。
武蔵中原駅 北地区	既存施設の機能更新にあわせ、先端技術を中心とした研究開発機能を集積するなど、産業の高度化を図るとともに、周辺市街地環境との調和に配慮した都市型工業地を形成し、これらの維持及び保全をめざします。

現行

川崎市景観計画 P. 38

宮前平・鷺沼 駅周辺地区	- 駅を中心とした多様な都市機能集積と交通結節機能の強化により地域生活拠点にふさわしい核となる景観の形成をめざします。 - 駅近辺の都市的な商業地と近接する緑豊かで計画的に整備された良好な住宅地が調和した魅力ある景観の形成をめざします。 - 地形の高低差が作り出す変化や坂道などの特性を活かした景観の形成をめざします。
溝口駅周辺 地区	- 商業地として発展してきた特性を活かし、回遊性の高い、商業地の核となる活気のある景観の形成をめざします。 - 大山街道などの景観資源を大切にした魅力と賑わいのある景観の形成をめざします。
新川崎・鹿島 田駅周辺地 区	- 新たなもののづくり・研究開発機能の導入により洗練された景観の形成をめざします。 - 複合的な土地利用が調和した、魅力ある景観の形成をめざします。 - ニヶ領用水や加瀬山などの景観資源を活かした潤いある景観の形成をめざします。
川崎殿町・大 師河原地域	- 羽田空港への近接性や多摩川に面する優れた地域特性を生かすとともに臨海部の新しい研究開発拠点として魅力ある複合市街地の景観の形成をめざします。 - 多摩川と調和した潤いを感じる景観の形成をめざします。 - 殿町3丁目まちづくりガイドラインを踏まえた景観の形成をめざします。
浜川崎駅周 辺地域	- 研究開発機能と良好な居住機能等が調和した臨海部の新しい拠点として魅力ある複合市街地の景観の形成をめざします。 - 市街地から海辺への連続した歩行者空間の創出により、快適で潤いを感じる景観の形成をめざします。
港町地区	- 既成市街地から多摩川までのアクセス性を向上させるとともに、多摩川の自然空間やスーパー堤防整備事業等と連携した緑豊かな憩いの空間の創出をめざします。 - 周辺市街地の環境に配慮しながら、土地の高度利用を図り、敷地内に広場等のオープンスペースを創出するとともに、歩行者空間とネットワークされた、安全で快適な都市空間の形成をめざします。 - 良好な住環境を備えた都市住宅を計画的に導入するとともに、地域の利便に資する複合的な機能の導入をめざします。
戸手4丁目 中央地区	- 住居と住居以外の用途とを適切に配分することにより、良質な都市型住宅の供給と土地の高度利用を促進し、多摩川の景観に配慮した良好な都市型住宅地の形成及びその維持、保全をめざします。 - 多摩川の自然空間や高規格堤防整備事業等と連携した緑豊かな憩いの空間の創出をめざします。 - 既成市街地から多摩川へアクセスできる歩行者空間の確保をめざします。
武蔵中原駅 北地区	既存施設の機能更新にあわせ、先端技術を中心とした研究開発機能を集積するなど、産業の高度化を図るとともに、周辺市街地環境との調和に配慮した都市型工業地を形成し、これらの維持及び保全をめざします。

追加(案)	現行
川崎市景観計画 別表第1 第3章 景観計画特定地区の区域関係 第3章 景観計画特定地区の景観形成方針関係 第4章 景観計画特定地区の行為の制限関係 第5章 屋外広告物等に関する行為の制限関係 1 川崎駅西口大宮町地区 2 新百合丘駅周辺地区 3 川崎駅周辺地区 4 武蔵小杉周辺地区 5 鹿島田駅西部地区 6 新川崎地区 7 鷺沼駅前地区 景観計画特定地区の区域 	川崎市景観計画 別表第1 第3章 景観計画特定地区の区域関係 第3章 景観計画特定地区の景観形成方針関係 第4章 景観計画特定地区の行為の制限関係 第5章 屋外広告物等に関する行為の制限関係 1 川崎駅西口大宮町地区 2 新百合丘駅周辺地区 3 川崎駅周辺地区 4 武蔵小杉周辺地区 5 鹿島田駅西部地区 6 新川崎地区

追加（案）			現行	
景観形成方針	1 基本 目標	(1) 協働のまちにふさわしい「にぎわいや温かみ」を感じ、コミュニティが育まれる街なみづくり (2) 丘陵部の住宅地にふさわしい「安らぎや誇り」を感じ、住み続けたい街なみづくり (3) 豊かな自然を守り育む宮前区の丘陵部にふさわしい「自然や地形」を感じ、歩いて楽しい街なみづくり		
	2 方針	(1) 明るく広がりのある交流空間を創出する。 (2) 人の動きが感じられる開放的な空間構成とする。 (3) 様々な世代がくつろいで過ごせる落ち着いた空間を創出する。 (4) 区民が愛着と誇りをもてるランドマークを形成する。 (5) 坂道や起伏など地区を貫く尾根線が作り出す地形を活かし、魅力的な歩行空間を形成する。 (6) 地区の「庭」として、将来にわたり豊かな自然を身近に感じる街路景観・街区を形成する。		
景観形成基準	行為の制限	施設計画・建築物等のデザイン		(1) シルエットに配慮した質の高い形態・意匠とするとともに、落ち着きのあるデザインとする。
				(2) 周辺の地形等を踏まえ、鷺沼駅へのアクセスに配慮した建築物の配置や歩行者動線計画とする。
				(3) 商業又は業務機能を有する建築物の中低層部は、大きな開口部など開放的なデザインとし、ガラス等を用いて内部の活動が見えるようにするなど、にぎわいの演出をする。
				(4) 中低層部は、歩行者の目線でまとまりが感じられる街なみを演出するため、高層部のデザインと切り替える。
				(5) 中低層部は、ヒューマンスケールの親しみやすさを演出するため、デザインに変化をもたせるなど壁面の分節化を工夫する。
				(6) 高層部は、空になじむよう落ち着いた色彩にする。
				(7) 建築物や工作物の壁面が長大となる場合は、意匠上の工夫や緑の活用などにより圧迫感を軽減させる。
				(8) 照明灯やベンチ、ストリートファニチャーなどの工作物は、周辺の景観に調和し、空間の質を向上させるデザインとする。
				(9) 建築物の外観に使用する素材は、汚れにくいものや変色しにくいものなど、可能な限り、美観の持続性に配慮した質の高いものを選定する。
				(10) 建築物付帯施設又は屋外設備類は、設置位置、垣、柵等の囲いの形態等に配慮して、周辺から直接見えにくくするとともに、建築物と一体的にデザインするよう努める。
				(11) 窓のデザインは、壁面全体のバランスを考え、配置、形状及び割り付けを工夫する。
			(12) 商業又は業務機能を有する建築物では、通りに面する部分において、建築物の形状を工夫し、歩行者を引き込むような開放的な空間を創出するとともに、エントランス部を開放的なデザインとするよう努める。	
(13) 日除け幕等を設置する場合は、窓全面を覆ってはならず、その色彩は、原則として落ち着いたものとする。				

追加(案)						現行	
(建築物又は工作物の形態意匠の制限)	外観の色彩に関する制限	(1)親しみやすくにぎわいのある拠点地区を形成するため、アースカラーを基調とした温かみのある街なみとなるよう配色を行う。					
		(2)建築物等の外観には、次の表の(ア)に掲げる適用部位ごとに(イ)に掲げる色彩を使用する。ただし、(ウ)に掲げる面積基準によるものとする。					
			(ア) 適用部位	(イ) 色彩			(ウ) 面積基準
				色相	明度	彩度	
		ア	高層部 (地上4 5メートルを超える部分)	0YR~4.9Y	5 以上 9 未満	2 以下	建築物等の高層部において基調色として外観の95%以上使用すること
				5Y~9.9Y	8 以上 9 未満	1 以下	
					5 以上 8 未満	2 以下	
		イ	高層部 (地上4 5メートルを超える部分)	0YR~9.9Y	4 以上 5 未満	2 以下	建築物等の高層部においてアクセントカラーとして外観の5%未満の使用とすること
		ウ	中低層部 (地上4 5メートル以下の部分)	0R~9.9R	8 以上 9 未満	0.5以上 1 以下	建築物等の中低層部において基調色として外観の80%以上使用すること
					3 以上 8 未満	0.5以上 2 以下	
				0YR~4.9YR	5 以上 9 未満	0.5以上 2 以下	
					3 以上 5 未満	0.5以上 4 以下	
				5YR~4.9Y	8 以上 9 未満	0.5以上 2 以下	
					3 以上 8 未満	0.5以上 4 以下	
				5Y~9.9Y	8 以上 9 未満	0.5以上 1 以下	
					3 以上 8 未満	0.5以上 2 以下	
		エ	中低層部 (地上4 5メートル以下の部分)	0R~9.9R	9 以上	1 以下	建築物等の中低層部において強調色として外観の20%未満の使用とすること
					3 以上 9 未満	0.5未満	
					3 未満	2 以下	
				0YR~4.9Y	9 以上	2 以下	
					3 以上 9 未満	0.5未満	
					3 未満	4 以下	
				5Y~9.9Y	9 以上	1 以下	
					3 以上 9 未満	0.5未満	
					3 未満	2 以下	
				0GY~9.9RP	—	1 以下	
		オ	中低層部 (地上4 5メートル以下の部分)	すべて	すべて	すべて	建築物等の中低層部においてアクセントカラーとして外観の5%未満の使用とすること
		(3)表面に着色していない自然石、木材、土壁、ガラス等の素材自体が持つ色彩は、外観の色彩の基準によらない。					

追加（案）			現行
	広場・デザイン	(1) 広場等は、交流の場として、居心地の良い空間づくりをする。	
		(2) 通りは、潤いやにぎわいを感じながら、安全で快適に歩くことができる空間にする。	
		(3) 既存の商店街との繋がりに配慮する。	
		(4) 歩道状空地の舗装は、道路歩道部と調和させるとともに、道路との境界には塀及び柵を設けないこととする。ただし、安全上やむを得ない場合はこの限りでない。	
		(5) 舗装材の色彩は、鷺沼駅や交通広場との連続性に配慮するとともに、自然を感じさせる素材とし、アースカラーを基調とする。	
		(6) 坂道沿いに擁壁や塀を設置する場合は、魅力ある坂道景観となるよう、坂道の勾配になじむような形態・意匠・素材とする。	
	あかりのデザイン	(1) 照明は、省エネルギー効果の高いものの使用に努めるとともに、原則として過度に点滅する照明は使用しないこととする。	
		(2) 建築物の外構に設置される屋外照明で道路から視認されるもの及び地上階または屋外テラスに面する室内において使用する照明は、演色性が高く、かつ、温かみのある光源を基調とする。ただし、にぎわいを演出する良質な景観照明は、この限りでない。	
		(3) 照明は、光源のまぶしさを考慮して、光源が直接見えないようにする。また、明るさの確保及び外構デザインとの調和に配慮する。	
		(4) 夜間の景観を演出するために効果的に設置するよう努める。	
	みどりのデザイン	(1) 地域の植生に配慮した多様な樹種を配置し、緑豊かな自然景観を創出する。	
		(2) 通路や溜まり、店先などの共用部に花や緑を設置し、季節を感じられる潤いのある空間を演出する。	
		(3) 既存の街路樹との連続性に配慮した敷地内・施設の緑化に努める。	
		(4) 樹木の育成状況、植栽状況に応じた管理を実施する。	
		(5) 区民と協働でみどりを育てる仕組みづくりに努める。	
	適用除外	次のいずれかに該当する場合で、景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観形成に支障がないと認められる場合は、建築物又は工作物の形態意匠の制限を適用しない。	
		(1) 法令によって規定された表示方法によって表示し、又は設置することが義務付けられている場合	
		(2) 一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分の場合	
		(3) その他市長が認める場合	